令和8年度岡山県交通事業者人材確保・利便性向上支援事業補助金に係るQ＆A

令和8年7月31日更新

No.	区分	質問	回答
1	全般	補助金受領までの流れについて教えてほしい。	概ね次の流れで実施する。 事業実施期間は、R8.4.1～R9.1.31 ①（事業者→県）交付申請書の提出 ②（県→事業者）交付決定 ③（事業者→県）補助事業完了後、実績報告書の提出 　完了後、1月以内かR9.2.12までに提出すること ④（県→事業者）補助金額確定通知 ⑤（事業者→県）請求書提出 ⑥（県→事業者）補助金支払い
2	申請関係	申請に当たっての留意事項はあるか。	書類の提出に当たっては、可能な限りメールでの申請を検討していただきたい。 また、日中必ず連絡のつく電話番号を記載すること。
3	申請関係	提出書類に押印は必要か。	押印は不要である。書類の提出に当たっては、可能な限りメールでの提出を検討していただきたい。
4	申請関係	国や他の市町村の補助金を重複して受給することはできるか。	可能だが、補助対象経費の8分の1以上は、補助事業者自らが負担すること。また、他の補助金の交付状況を国や市町村等に確認する場合がある。
5	申請関係	他の補助金の交付決定が取り消された場合、補助率はどうなるか。	変更申請書を提出し、変更交付決定を受けることとなる（予算の範囲内で対応する）。
6	申請関係	申請すれば、全額補助対象となるのか。	予算に限りがあるため、補助対象経費であっても認められない場合がある。補助金の交付額は、交付決定通知書により通知する。
7	申請関係	変更申請はどのような場合に提出する必要があるか。	補助金額の増額変更の場合や、事業内容が変更となる場合に提出すること（変更内容が軽微な場合は申請不要となる場合があるので、県に相談すること）。
8	補助事業者	バス事業者でもあり、タクシー事業者でもある場合は、それぞれで申請することは可能か。	一つの事業者で複数の申請は認められない。なお、グループ会社であっても別事業者であれば、申請は認められる。
9	補助事業者	個人タクシー事業者は補助の対象（申請できる）か。	補助の対象となる（申請できる）。
10	補助事業者	福祉タクシー事業者は補助の対象（申請できる）か。	福祉輸送事業限定事業者については、補助の対象とならない（申請できない）。
11	対象期間	交付決定前の契約締結でも交付の対象となるか。	本事業は交付決定の時期にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年1月31日までの期間が対象となる。 よって、交付決定前の契約締結でも対象期間内であれば交付の対象となる。
12	対象期間	補助対象期間終期の1月31日と実績報告〆切の2月12日の違いは何か。	補助事業者が負担する事業費の支払いを含めて補助事業の全てを1月31日までに完了しておく必要がある。 実績報告に当たっては、2月12日までに全ての書類を提出する必要がある。
13	実績報告	実績報告に当たっての留意事項はあるか。	1月31日までに支払いを完了していないものについては、補助金の交付対象とならないので、納期等の確認を厳重にしていただきたい。

令和8年度岡山県交通事業者人材確保・利便性向上支援事業補助金に係るQ＆A

令和8年7月31日更新

14	支払い	概算払いは認められないのか。	本補助金については、概算払い制度の規定を設けておらず、全て事業終了後の精算払いとなる。
15	対象経費	補助金の下限はないのか。	下限はない。ただし、千円未満切り捨てのため、補助率1/2で補助対象経費が2千円未満の場合は補助額が0円になる。
16	対象経費	明確に補助対象外となるのはどのような経費か。	システム利用料等のランニングコスト、各種税、公的機関に支払う手数料は補助対象外となる。
17	対象経費	二種免許取得費用の補助を受ける場合、交付申請時においては、採用できる人数は未定の場合は、どうすればよいか。	採用見込みの人数で申請できるが、この場合、申請者数は6人を限度とする。 ただし、申請時に人数が確定している場合は、この限りでない。
18	対象経費	二種免許取得費用の補助を受けた従業員が退職した場合はどうなるのか。	二種免許を取得した日から2年以内に退職した場合は、県に報告する必要があり、補助金の返納となる。
19	対象経費	二種免許等取得費用について、3月から教習所に通い、4月に免許取得した場合は対象となるか。	対象とならない。4/1以降に入校し、費用を4/1以降に支払った者が対象となる。
20	対象経費	二種免許等取得費用について、1月31日までに免許が取得できなかった場合は補助金の対象とならないのか。	対象とならない。事業完了は免許を取得した時点となる。
21	対象経費	県外にある営業所で勤務する運転手の二種免許取得費用は対象となるのか。	対象とならない。県内で勤務することを条件とする。
22	対象経費	職場環境改善につながる施設整備とは具体的にどのような経費が対象となるのか。	トイレ、更衣室等の整備を想定しており、家電製品や事務用品等の購入は対象外とする。
23	対象経費	更衣室整備に伴い設置する家電製品（エアコン等）も対象外か。	施設整備に伴い導入する家電製品（エアコン、照明器具等）は対象とする。ただし、施設の老朽化に伴う更新、交換や従業員の福利厚生を目的とした家電製品（ポット、冷蔵庫等）は対象外とする。
24	対象経費	県外にある営業所等の施設整備費は対象となるのか。	施設整備の施工場所は県内に限る。
25	対象経費	求人情報誌や求人サイトへの掲載費用は対象か。	対象となる。
26	対象経費	求人情報の掲載期間が1年間の場合は、対象となるか。	1月31日までの掲載費用が対象となるため、日割り（月割り）で計算した上で費用を算出する。
27	対象経費	就職フェアや合同説明会などへの出展料や会場使用料は対象となるか。	対象となる。
28	対象経費	就職フェアや合同説明会などに係る出展交通費は対象となるか。	県外で開催され、県内で勤務する人材の確保を目的とした就職フェア等に係る出展交通費のみ対象とする。なお、領収書などにより料金、発着場所などの詳細が確認できるもの（宿泊費を除く）に限る。

令和8年度岡山県交通事業者人材確保・利便性向上支援事業補助金に係るQ＆A

令和8年7月31日更新

29	対象経費	人材紹介に伴い発生する成功報酬は対象となるか。	対象となる。
30	対象経費	成功報酬型人材紹介における事業着手日及び事業完了日はどの時点か。	事業着手日は、人材紹介会社から候補者の紹介を受けた日もしくは求職者から応募があった日とし、事業完了日は人材紹介会社への成功報酬の支払いが完了した日とする。
31	対象経費	自社の採用ホームページを作成する費用は補助の対象になるか。	採用のページについて、新規で作成する場合や内容の充実を図る場合は、その部分の経費のみが対象となる。ただし、運用や保守費などのランニングコストは対象外。
32	対象経費	システム導入に付随するパソコンの購入経費は認められるか。	他用途転用できるパソコンやプリンター等の購入経費は対象外とする。
33	対象経費	既に導入済みのシステム改修経費は対象となるのか。	改修により機能向上が図られる場合は対象となるが、法改正や自社制度の変更に伴う改修は対象外とする。
34	対象経費	自動点呼の導入に係る経費は対象となるのか。	対象となる。ただし、付属機器等の機能向上を伴わない買い替えや他用途転用できるパソコンの購入経費は対象外とする。（No.32、33参照）
35	対象経費	貸切バス事業者に義務化されたデジタルタコグラフの導入対象経費は対象となるのか。	義務化への対応については対象とならない。（No.28参照）
36	支払い	交付決定時期はいつか。また、補助金の支払い日はいつか。	交付決定は交付申請書の提出が完了（差し替え等含む）した時点から1ヶ月程度を予定している。また、事業終了後に実績報告書を提出した上で補助金を交付するため、支払い日については事業者ごとに異なるものである。
37	変更申請	交付決定額から額が変更した場合はどうすればよいか。	①減額した場合は、実績報告の提出で足りる。ただし、一部、事業を中止した場合は変更申請が必要となる。 ②増額した場合は、変更申請書を提出する必要があるが、予算の範囲内での対応となるため、早めに連絡すること。
38	変更申請	既に提出した他補助金の額に変更があった場合どうすればよいか。	他補助額が見込みよりも下がった場合、変更申請書を提出することで県補助額が上がる可能性がある。ただし、予算の範囲内での対応となるため、早めに連絡すること。
39	対象経費	待合・乗継環境の整備とは、具体的にどのような経費が対象となるのか。	バス停や乗継拠点等において、利用者が利用する施設の屋根やベンチの設置などの整備を想定しており、補助対象事業外でも使用できる家電製品等の購入は対象外とする。
40	対象経費	車内環境や情報提供設備の改善とは、具体的にどのような経費が対象となるのか。	バス車内でのWi-Fi環境の整備や乗継拠点でのデジタルサイネージの設置などを想定しており、補助対象事業外でも使用できる家電製品等の購入は対象外とする。